

令和4年度最上町新・生活様式対応支援事業補助金のご案内

最上町では、新型コロナからの経済回復に向け、事業者が新しい生活様式に対応することと引き続き新しい生活様式を徹底していくことを目的に支払う経費を補助します。

1 補助対象者

町内に事業所を有する事業者（大企業、個人農林水産事業者を除く）で新しい生活様式への対応に取り組む者。

2 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 10/10以内
- (2) 補助金額 : 5万円以内 ※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。
- (3) 補助対象経費 : 交付決定後から令和5年2月10日の期間内で新しい生活様式に対応することを目的に支払う経費であって裏面の表に掲げるもの。
※消費税及び地方消費税、送料は対象経費に含めない。

3 申請・実績報告手続き【必ず商品の購入前に申請手続きを行ってください】

【申請時】

- ① 令和4年度最上町新・生活様式対応支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助対象経費がわかる資料の写し（カタログ、見積書等）
※消耗品については申請時の添付は省略できますが、空気清浄機等の交換用フィルターはHEPAフィルターが対象ですのでご注意ください。
- ③ 設備については、設置予定場所の分かるもの（写真または設計図等）
※設備は、外部からの来客が想定される店舗等への設置で対象になります。

申請期限 **令和4年9月30日（金）まで**

【交付決定を受けた場合は実績報告時に下記のものをご準備ください】

- ① 令和4年度最上町新・生活様式対応支援事業補助金実績報告書（様式第3号）
- ② 領収書（支払状況が分かるもの）の写し
- ③ 購入した商品・設備設置状況の写真（設備は設置場所の全景が分かるもの）
- ④ 振込先口座が分かる通帳の写し

4 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、事業完了後の精算払を原則とします。

5 その他

補助事業に係る証拠書類については翌年度から5年間保存してください。

補助対象

新しい生活様式に対応することを目的に支払う経費が対象です。

消費税及び地方消費税、送料は対象経費に含みません。

区分	対象品目
衛生用品	アルコール消毒液、次亜塩素酸水、ハンドソープ、ペーパータオル、除菌シート、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド、マスクケース、交換用HEPAフィルター（空気清浄機等）、検査キット（PCR・抗原・抗体）、テイクアウトサービスに係る容器 等
設備 <small>外部からの来客が 想定される店舗等に 限る。</small>	パーティション、消毒液ボトル設置台（足踏み式等）、二酸化炭素濃度測定器、非接触型体温計、加湿器、HEPAフィルター内臓空気清浄機、空気循環式紫外線清浄機（紫外線を利用した空気清浄機）、非接触型水栓（センサー式、レバー式、足踏み式等）、換気機能付きエアコン、HEPAフィルター内臓空気清浄機能付きエアコン、換気設備（換気扇の拡充、サーキュレーター、扇風機等）

お問合せ・申請先

最上町大字向町 581

最上町商工観光課産業振興センター TEL0233-43-2340